

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年7月6日

【事業年度】 第49期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

【会社名】 株式会社プラコー

【英訳名】 PLACO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 秦 範男

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【電話番号】 048(798)0222

【事務連絡者氏名】 経理部長 前島 均

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保新田550番地

【電話番号】 048(798)0222

【事務連絡者氏名】 経理部長 前島 均

【縦覧に供する場所】 株式会社プラコー大阪支店
(大阪府吹田市江坂町二丁目14番20号)
株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月30日に提出しました第49期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)有価証券報告書の添付書類について、前期財務諸表に対する監査報告書の添付に誤りがありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

監査報告書

前期財務諸表に対する監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年9月26日

株式会社プラコー
取締役会 御中

清新監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 石 渡 信 行

代表社員
業務執行社員 公認会計士 中 根 堅 次 郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プラコーの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第48期事業年度の訂正報告書の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラコーの平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

(1) 有価証券報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき財務諸表を訂正している。当監査法人は訂正後の財務諸表について監査を行った。

(2) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況に記載のとおり、会社は、売上の早期計上を訂正したため当期は営業損失等の計上となったこと、第49期第1四半期報告書が提出期日に提出されなかったため株式会社ジャスダック証券取引所の監理ポストに移行されたことにより、一部取引金融機関が手形の割引を保留する等資金繰りに重大な影響を与える可能性がある。これらの状況から、継続企業の前提に重要な疑義が存在している。当該状況に対する会社の対応策は当該注記に記載されている。財務諸表は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。

(3) 重要な会計方針 3 固定資産の減価償却の方法に記載のとおり、会社は当事業年度より法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降取得の固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。